

回 答 書

業務名： 三原市産業用地整備検討業務委託

	質 問 事 項	回 答
1	特記仕様書第 1 の 2 の(2)に管理技術者の兼務制限について記載がありますが、管理技術者が技術士の資格を取得している場合、担当技術者と照査技術者は手持ち件数に含まれますか。	お見込みの通り、当該業務で配置する管理技術者が、他の業務の担当技術者及び照査技術者として配置される件数は、当該業務の特記仕様書で付している兼務制限に係る件数に該当します。
2	特記仕様書第 1 の 2 に、管理技術者の兼務制限事項が記載されています。 この条件は間違いないでしょうか。	当該業務は、三原市産業用地整備検討業務委託特記仕様書第 1 の 2 の(2)のとおり、管理技術管理の専任及び兼務制限を付しています。 また、条件は間違いありませんが、一部、表記に誤りがありましたので、別紙正誤表のとおり訂正します。
3	他の業務委託では兼務についての制限がありませんが、案件によって兼務制限の有り無しが存在するのでしょうか。	お見込みの通り、案件によって兼務制限の有無が異なります。